

④ 商工組合等の留保所得の特別控除額の社外流出による益金算入額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十七 平二十三・六・三十以後終了事業年度分

所得金額の計算	所得金額総計 (別表四「37の①」)		1	円	法人税	土地譲渡税額及びリース特別控除 取戻税額 (別表三(二)「27」+別表三(二の二)「28」+別表三(三)「23」+別表三(四)「15」)及び(別表六(十三)「30」+別表六(十六)「30」+別表六(二十)「30」+別表六(二十三)「30」+別表六(二十八)「30」+別表六(三十)「31」)	19	円	
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)及び別表七(二))	2							
所得金額	(1) - (2)		3						
総所得金額	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」又は「29」)		4		社外流出	税額計 (14 + 15 + 16 + 19)又は(17 + 18 + 19)	20		
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」)		5						
金額	受贈益の益金不算入額 (別表四「18」)		6			控除税額 (別表四「32の①」及び別表六(一)「6の③」)	21		
	法人税額の還付金等 (過誤納に係る還付金を除く。) (別表四「21」)		7						
の計算	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(四)「42」)		8			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	22		
	取用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(八)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)		9						
算	総所得金額 (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9)		10			法人税額 (20 - 21) - (22)	23		
	社外流出額 (別表四「34の③」)		11						
社外流出額	前期に係る剰余金の分配額 (前期の(13))		12		住民税	改定法人税額 (20)	24		
	当期に係る剰余金の分配額		13						
の計算	法人税	(3)のうち年800万円相当額以下の金額の18%相当額 800万円 × $\frac{1}{12}$ × 18%		14	算	同上に係る住民税額(均等割額を含む。)	25		
		(3)のうち年800万円相当額を超える年10億円相当額以下の金額の22%相当額 99,200万円 × $\frac{1}{12}$ × 22%		15					
の計算	税	(3)のうち年10億円相当額を超える金額の26%相当額 (3) - 10億円 × $\frac{1}{12}$ × 26%		16		地方税法の規定により控除される外国法人税の額	26		
		(3)のうち年800万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額の18%相当額 (3)のうち年800万円相当額を超える金額の22%相当額		17					
算	の計算	上記以外の場合		18		住民税額 (25) - (26)	27		
		社外流出額等の合計 (11) + (12) - (13) + (23) + (27)		28					
				29		総所得金額を超える部分の社外流出額 (28) - (10)			
益金算入額の計算	区分		前3年以内の益金算入未済留保金額		当期社外流出額(29)		翌期繰越額 ①-②-③		
			①	②	③	④			
算入	・	・	留保所得の特別控除額		円	円			
			その他の留保金額				円		
			計						
の計算	・	・	留保所得の特別控除額			円	円		
			その他の留保金額				円		
			計						
算	・	・	留保所得の特別控除額			円			
			その他の留保金額				円		
			計						
益金の額に算入することとなる留保金額				39	円				

別表十(七)の記載の仕方

- 1 この明細書は、協同組合等がその事業年度の所得金額を超えて配当その他剰余金の処分をした場合に、その超える金額のうち前事業年度以前の事業年度における留保所得の特別控除額に対応する部分の金額があるため、措置法第61条第3項（非課税留保金額を支出した場合の益金算入）又は平成21年改正前の措置法第61条第3項（非課税留保金額を支出した場合の益金算入）の規定により益金の額に算入することとなる金額を計算するときに記載します。
- 2 「当期に係る剰余金の分配額13」は、措置法令第37条第6項（商工組合等の社外流出額の計算）に規定する支出した金額のうち剰余金の分配額を記載します。
- 3 「税額計((14) + (15) + (16) + (19)) 又は ((17) + (18) + (19)) 20」は、措置法第62条第1項（用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、別表一(二)「8」の外書の金額を上段に外書として記載し、「法人税額(20) - (21) - (22) 23」の記載に当たっては、その外書きした金額を(20)に含めて計算します。